

コリンス新登録における取扱い特記仕様書

平成21年8月18日 制定

環境創造局技術監理課

請負人は、受注時、又は変更時において、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の**確認**を受け、監督員の記名・押印及び電子メールアドレスの記入を受けた後、受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録をしなければならない。ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負人に届いた際には、その写しを直ちに監督員に**提出**しなければならない。